令和3年一級建築士試験「設計製図の試験」合格基準等について

1. 合格基準等

一級建築士試験「設計製図の試験」は、「与えられた内容及び条件を充たす建築物を計画し、設計する知識及び技能について設計図書等の作成を求めて行う。」ものであり、その合否判定における令和3年試験の「採点のポイント」、「採点結果の区分」及び「合格基準」は、次のとおりである。

	(1)空間構成
採点のポイント	①建築物の配置・構造計画、②ゾーニング・動線計画、③要求室等の計画、
	④建築物の立体構成等
	(2)建築計画
	①各住戸内の採光及び入居者のプライバシー等に配慮した計画、
	②要求室の機能性等、③図面、計画の要点等の表現・伝達
	(3) 構造計画
	①耐震性を考慮して計画した建築物の構造形式・耐震計算ルート等、
	②屋上庭園の構造の計画、③地盤条件や経済性を踏まえた基礎構造の計画
	①各住戸内の給排水計画
	②各住戸内の給排気計画
	※ 設計条件・要求図面等に対する重大な不適合 ①「要求図面のうち1面以上欠けるもの」、「面積表が完成されていないもの」又は
	①「要求図面のすら1面以上入りるもの」、「面積表が元成されていないもの」又は 「計画の要点等が完成されていないもの」
	②地上5階建てでないもの
	③図面相互の重大な不整合(上下階の不整合、階段の欠落等)
	④建厳率が70%を超えているもの
	⑤容積率が300%を超えているもの
	⑥次の要求室・施設等のいずれかが計画されていないもの
	住戸A、住戸B、住戸C、共用室、エントランスホール、駐輪場(1)、学習塾、カフェ、
	駐輪場(2)、エレベーター、消火ポンプ室、受水槽室、電気室、PS、屋上庭園、駐車場、
	[車椅子使用者用駐車場 ⑦法令の重大な不適合等、その他設計条件を著しく逸脱しているもの
	○採点結果については、ランク I、II、III、IVの 4 段階区分とする。
	ランク I:「知識及び技能」*を有するもの
採点結果の 区分 (成績)	
	ランクII:「知識及び技能」が不足しているもの
	ランクⅢ:「知識及び技能」が著しく不足しているもの
	ランクIV:設計条件及び要求図書に対する重大な不適合に該当するもの
	*「知識及び技能」とは、一級建築士として備えるべき「建築物の設計に必要な基本
	的かつ総括的な知識及び技能」をいう。
	○なお、採点の結果、ランクⅠ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳのそれぞれの割合は、次のとおりであった。
	ランク I : 35.9%、ランク Ⅱ : 6.3%、ランク Ⅲ : 26.9%、ランク Ⅳ : 30.9%
	○受験者の答案の解答状況
	ランクⅢ及びランクⅣに該当するものが多く、具体的には以下のようなものを挙げる
	ことができる。
	・設計条件に関する基礎的な不適合:「要求している主要な室等の床面積の不適合」、「道
	路高さ制限への適合が確認できる情報の未記載」
	・法令への重大な不適合:「延焼のおそれのある部分の位置(延焼ライン)と防火設備の設
	置」、「防火区画(異種用途区画、面積区画、竪穴区画等)」、「道路高さ制限」等
合格基準	採点結果における「ランクI」を合格とする。

2. その他

試験問題及び標準解答例は、(公財)建築技術教育普及センターのホームページに掲載する。